

# 子ども会育成会会則

## 第1条（総則）

- (1) この会は、ユーカリが丘二丁目子ども会育成会と呼ぶ。
- (2) この会は、二丁目地区に住んでいる小学生の父母、及び、子どもの健全育成を願う人達を会員とする。
- (3) この会は、地区子供会の活動を助け、子どもの健全な育成をはかることを目的とする。

## 第2条（機関及び役員）

- (1) この会は、総会と役員会をおく。
- (2) 総会は、最高の決議機関で、年一回会長が招集する。
- (3) 役員会は、総会に次ぐ決議機関で、会の仕事にあたる。
- (4) この会は、顧問をおくことができ、会長が委嘱する
- (5) この会に、次の役員を置く。

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 会 長   | 書 記               |
| 副 会 長 | 会計監査（原則として前年度の会計） |
| 会 計   |                   |
- (6) 会長は、この会を代表して、会の業務を統括する。  
副会長は、会長を補佐し、時には会長の代理をする。  
会計は、役員会及び会長の要請があれば、会計報告をする。  
会計監査は、会計を監査し総会に報告する。

## 第3条（会計）

- (1) 育成会の会計係が、子どもの会の会計事務を担当する。

## 第4条（役員の任期）

- (1) 育成会の役員は、総会で選出する。
- (2) 会の議決は、構成メンバーの過半数を定員として、出席メンバーの過半数をもって議決する。なお、賛否同数の場合は、議長の裁決とする。
- (3) 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

## 附 則

この会則は、昭和58年11月3日より施行する。

（平成3年4月13日総会で一部改正）

（平成7年4月 5日総会で一部改正）

（平成11年4月2日総会で一部改正）

（平成14年4月7日総会で一部改正）

（平成17年4月2日総会で一部改正）